

<一般委託>

イノシシ捕獲業務委託 仕様書

イノシシ捕獲業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

| | | |
|----|------------|---|
| 1 | 目的 | 二子山山系に生息するイノシシに対し、山林、菜園及び住宅地への被害防止及び生息域の拡大防止のため、山林内でくくりわなを用いた捕獲を実施する。 |
| 2 | 履行期間 | 令和元年11月1日から令和2年3月15日 |
| 3 | 施行場所 | (1)田浦町、田浦大作町、田浦泉町、山中町、池上町のうち、市が指定した区域。 (2)その他、被害が新たに発生した区域のうち市が指定した区域。 |
| 4 | 業務内容 | 市内山林内でくくりわな(10台)を用いてイノシシを捕獲する。 【委託内容及び数量】 ① 打ち合わせ協議 一式 ② 現地調査、計画の策定、報告書作成 一式 ③ わなの設置及び管理 くくりわな10台 ④ 捕獲時の止め刺し等 10頭(予定) ※詳細は、別紙「令和元年度イノシシ捕獲業務委託仕様書」のとおり |
| 5 | 特記事項 | 別途仕様書のとおり |
| 6 | 関係法規 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則 |
| 7 | 資格要件 | 本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1) 平成26年4月1日以降に国、地方公共団体等が発注したわなを使用したイノシシ捕獲委託業務の契約を元請けとして締結し、完了した実績があること。 (2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第19条の4第1項第1号に準じた安全管理規程を有する事。 (3) わな猟狩猟免許を有する従事者を3名以上配置できること。 (4) 規則第19条の8第4号に準じた損害保険契約の被保険者であること。 (5) わなによる中・大型野生動物の捕獲を実施した実績があること(捕獲従事者個人の実績を含む)。 |
| 8 | 契約方法 | 総価契約(委託内容①②③)及び単価契約(委託内容④)による業務委託契約 |
| 9 | 支払方法 | 委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。 |
| 10 | その他事項 | この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。 |
| 11 | 監督員 連絡先 | 横須賀市環境政策部自然環境共生課 綿引 電話:046-822-8528 |

<指示又は希望事項>

| | |
|----------------------------------|---|
| グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係 | <p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p> |
|----------------------------------|---|

内訳書

(税抜き)

| NO. | 総価契約分 | 業務内容等 | 単位 | 数量 | 金額(円) |
|-----|----------------------|-----------|----|----|-------|
| 1 | 打合わせ協議 | 別紙仕様書のとおり | 式 | 1 | |
| 2 | 現地調査、計画の策定、 報告書作成 | 別紙仕様書のとおり | 式 | 1 | |
| 3 | くくりわなの設置及び管理 | 別紙仕様書のとおり | 台 | 10 | |

1 金額欄は、契約者が記入する

(税抜き)

| NO. | 単価契約分 | 業務内容等 | 単位 | 予定数量 | 上限単価(円) | 単価(円) |
|-----|-------------|-----------|----|------|---------|-------|
| 4 | 捕獲時の止め刺し作業等 | 別紙仕様書のとおり | 頭 | 10 | 20,000 | |

1 契約単価は、上限単価を超えることができない

2 金額・契約単価欄は、契約者が記入する

3 予定数量に契約単価(税抜き)を乗じて入札金額の算定に使用すること

※上記の「総価契約分」の 1、2、3 を合計した金額と「単価契約分」の4で予定数量と契約単価を乗じた金額を総合計した金額を入札金額とすること

イノシシ捕獲業務委託仕様書

(総則)

第1条 二子山山系に生息するイノシシに対し、山林、菜園及び住宅地への被害防止及び生息域の拡大防止のため、山林内でくくりわなを用いた捕獲を実施する。

(委託期間)

第2条 委託期間は令和元年11月1日から令和2年3月15日

(施行場所)

第3条

- (1) 施行場所は、田浦町、田浦大作町、田浦泉町、山中町、池上町のうち、市が指定した区域。
- (2) その他、被害が新たに発生した区域のうち市が指定した区域。

(捕獲器具)

第4条 次に掲げる物品については市が受託者に無償貸与する。

- (1) くくりわな 10台
- (2) 修理用部品 5台分

(使用器具)

第5条 市が貸与する器具以外で、次に掲げるものを使用してもよい。ただし、使用する際は市から無償貸与を受けた器具と区別ができるようにすること。

- (1) 受託者が所有するくくりわな
- (2) 無線発信機

(人員車両等)

第6条 受託者は委託業務を遂行するために必要な人員、業務実施に必要な物品等及び車両を確保しなければならない。

(業務内容)

第7条 業務内容は次のとおりとする

1 打ち合わせ協議

(1) 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は、業務着手時及び完了時の2回を標準とするほか、必要に応じて随時実施するものとする。なお、初回の打ち合わせ内容を踏まえ、安全管理等業務に必要な事項を記載した業務計画書を作成する。

(2) 調査及び計画の策定

指定された区域内を踏査するとともに、区域ごとのわな設置計画を策定する。

随時、わな設置場所周辺のイノシシの出現状況や痕跡の調査を行い、調査結果を市に報告する。

また、被害が新たに確認された場所について、市の指示に基づき現場を調査し、市と

協議の上、わな設置計画を策定する。

(3) 土地使用承諾手続き等

本業務に係るわな等の設置に係る土地使用承諾手続き等は市が行う。

2 わな等の設置及び管理（履行期間のうち 90 日間）

わな設置計画に基づき、イノシシの痕跡等から捕獲できる場所を踏査した結果、選定した場所にわなを設置する。

設置後、わなを稼働させ、次の作業を行う。

(1) 現地確認

① 定期見回り

わなの設置中は 1 日 1 回の頻度で見回りを行い、状況を確認し、必要に応じて再設置等のメンテナンスを行う。

ただし、無線発信機を装着している場合は、おおむね 1 週間に 1 回の頻度でわなの見回りを行い、状況を確認し、必要に応じて再設置等のメンテナンスを行う。

(2) 捕獲時の止め刺し作業等

設置したわなで捕獲があった場合は、速やかに市に連絡後、法令に則した方法で止め刺しを行った後、次の作業を行う。

① 個体情報の記録

捕獲日、捕獲場所、体重、外部計測等の個体の情報の記録及び撮影を行う。

② 頭蓋骨の採取

年齢査定を試料とするため、頭部を採取し、2 重にしたビニール袋に封入し、捕獲個体番号を明記したうえで、速やかに別途市が指示する方法で提出する。

③ 捕獲個体の処理

資料採取後の個体は、埋設または焼却による方法で適正に処分する。

(報告等)

第 8 条

報告書として、捕獲業務における課題等の考察を加えた実績報告書を紙媒体及び電子媒体で各 1 部提出する。実績報告書には次のことを記載する。

(1) 捕獲した個体の詳細

(2) 従事した作業内容

(2) わな設置地点とわなの作動状況

(3) 考察

(その他)

第 9 条

(1) 本業務における捕獲許可申請は、市が行う。受注者は契約締結後速やかに、作業に従事する作業員の名簿及びわな猟狩猟免状の写しを提出する。

(2) 受注者は業務中に使用する車両について、ほかの交通車両等の支障にならないように駐車し、駐車目的や緊急連絡先等を分かりやすいように明示する。

また、腕章や身分証明書を携行し、地域住民とトラブルが生じないように注意する。

(3) 受注者は本契約の内容及び本契約の履行に際して知り得た業務内容を、第三者に漏らしてはならない。また、無断で他の業務に使用してはならない。

- (4) 本業務実施中に生じた損害賠償等については、第三者に及ぼした損害を含め、市の責任によるものを除き、受注者の責任において補償する。
- (5) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書によりがたい事由が生じたときまたは、本仕様書に記載のない事項について必要と認めたときは、速やかに市と受注者が協議して定めることとする。

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条（受託者等の責務）、第32条及び第33条（罰則）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。